

令和 7 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 7 年 3 月 2 1 日

武蔵村山市教育委員会

令和7年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年3月21日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時52分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布

杉原 栄 子 比留間 雅 和

潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鈴木 義雄 学校教育担当部長 東口 孝正

教育総務課長 佐藤 哲郎 教育施設担当課長 櫻井 謙次

指導・教育センター担当課長 加藤 由裕 学校給食課長 阿部 淳一

防災食育センター整備担当課長 矢野 喜之 文化振興課長 廣末 聡

スポーツ振興課長 鳥海 純子 図書館長 児玉 眞一

指導主事 石井 和成

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐

牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 8 号 令和 6 年度教育予算の補正（第 9 号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第 9 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第 10 号 教育財産取得の申出について
- 7 議案第 11 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第 12 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第 13 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第 14 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第 15 号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 12 議案第 16 号 令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 13 議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 14 議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 15 議案第 19 号 令和 7 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について
- 16 議案第 20 号 令和 7 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 17 その他
- 18 議案第 21 号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について
- 19 議案第 22 号 指導主事の任命について
- 20 議案第 23 号 教育センター職員の任命について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和7年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は比留間委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定支援業務委託優先契約交渉事業者の決定についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定支援業務委託優先契約交渉事業者の結果について、御報告申し上げます。

現行計画が令和8年度をもって満了することから、次期計画の策定支援業務の委託業者を選定するため、審査委員会により検討を行い、2月27日にプレゼンテーション審査を実施いたしました。

審査の結果、資料1のとおり、優先契約交渉事業者を株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に決定いたしました。

契約期間につきましては契約締結の翌日から令和9年3月31日までとしており、令和7年度及び令和8年度の2年間で次期計画を策定する予定となっております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和6年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、令和6年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧について、御報告いたします。

資料2は、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

今年度は、全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会に1名、夏の音楽指導セミナーに1名、山形県天童市立天童中部小学校公開研究会に1名、全国小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会に1名、新潟大学附属新潟中学校教育研究発表会及び全国数学教育学会研究発表会に1名、広島県教育支援センター「SCHOOL “S”」視察及び広島県立教育センターにおける先

進的事例研修に3名、計8名の教員が参加いたしました。

また、この制度を活用した日本語検定の受検については7名の教員が受検し、認定者数3名、準認定者数2名でございました。

これらの研修を市内全体に還元する目的で、令和7年2月3日に研究成果報告会を開催いたしました。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から、校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

令和6年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、令和6年度教員の研究・研修活動について、御報告いたします。

本市において、東京都教育委員会の研修制度を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

研究開発委員及び教育研究員につきましては、4名がそれぞれ研究してきたことを市内外に発信してまいりました。

東京教師道場につきましては、教師道場リーダー1名、2年次部員3名、1年次部員6名が、それぞれ各教科等の専門性を高め、学校での教育活動に還元しているところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いをいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

令和6年度授業改善推進プランについてでございます。

資料4（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、資料４、令和６年度授業改善推進プランについて、御説明いたします。

各学校は、２学期以降、８月に作成した授業改善推進プランを基に、児童・生徒の実態に応じた手だてを講じ、より分かりやすい授業を実践することで、身に付けさせたい資質・能力の定着を図ってまいりました。

本資料は、令和６年１０月の教育委員会定例会においてお示ししたものに各校が取り組んできた取組の成果・結果を、成果検証の欄に記載したものでございます。

今年度は、小学校第６学年及び中学校第３学年の通常学級各教科の成果検証につきましては、これまでどおり学校独自に定めた評価指標を用いることとしておりますが、小学校第４、第５学年及び中学校第１、第２学年は、市学力調査の観点、【知識・技能】、【思考・判断・表現】の平均正答率や、同一学習集団での平均正答率の比較を評価指標として用いることとしております。

２月の教育委員会定例会において御説明させていただきましたように、小学校第５学年においては、全国の平均正答率に対する充足率が各教科 70%台ですが、同一学習集団での比較を評価指標として用いている、１・２ページに記載されている第一小学校の各教科の各観点においては 100%を超えております。つまり、昨年度と比較して得点が上がり、学力が伸びたという結果が見られました。

他にも、７・８ページ、第三小学校では、第５学年の国語で各観点、算数で【思考・判断・表現】で、同一学習集団との比較で 100%を超えており、こちらも学力の伸びが見られました。

今年度は、授業改善推進プランに基づいた授業改善を行うことを授業者により意識させるために、通常学級を対象とした授業改善推進プランのフォーマットを刷新しましたが、この結果を受けて、一定の成果は得られたものと捉えております。

事務局としましては、今後も現行の学習指導要領が目指す学びが展開されるよう、若手教員育成研修会などの場で各校の授業観察をしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、５点目でございます。

令和６年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

資料５を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、資料5、令和6年度武蔵村山市立学校学校評価結果について、御説明いたします。

令和7年3月に、各学校から教育委員会宛に令和6年度学校評価結果が提出されました。この学校評価結果につきましては、提出以降、各学校ホームページに掲載し、公表することとしております。

本資料は、各学校の学校自己評価及び学校関係者評価を一覧にしたものを報告書としているものでございます。

内容につきましては、第一小学校を例に御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

表を3分割した左側の「計画・取組」につきましては、学校評価計画として、令和6年5月に校長が所属職員に示したものでございます。

表の中央にあります「自己評価」は、目標達成のための取組の結果を年度末に数値などで評価したものでございます。

表の一番右側は、学校運営協議会による評価結果でございます。学校の自己評価結果を踏まえて、各項目について、改めて客観的に評価を行ったものでございます。

事務局としましては、引き続き、評価の精度の向上を図るとともに、評価結果を次年度の教育内容の改善に生かすことについて指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会の検討結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会の検討結果について、御報告いたします。

開設準備委員会では、武蔵村山市立第十小学校を開設校に決定し、開設時期は令和7年4月1日として、各所掌事務について検討を進めてまいりました。その結果、指導体制の整備、施設の整備、その他について開設に向けた準備が整った旨、開設準備委員会委員長より報告書の提出を受けました。

内容につきましては、資料を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

7点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、2点お願いいたします。

1点目は、資料2の「輝きアップ研修」について、それから資料3の教員の研究・研修活動についてです。

管理職や多くの先生方が専門性を伸ばすために、先進的な大会や研究発表会に参加したり、研究テーマを設定して研究を深めたりしていらっしゃることに大変心強さを感じました。

資料3の教員の研究・研修活動についてですけれども、研究開発委員や教育研究員、それから東京教師道場というように、都が主体で行われているものに参加して、多くの方々と切磋琢磨して研究を深めるということは大変意義が大きいと思います。

発表会があったということですが、重要な研究テーマを研究なさっているということで、武蔵村山市の中で他の先生方に広げてほしいと思っています。校長会や様々な会議の際に、ぜひよろしくをお願いいたします。

2点目は、資料4の授業改善推進プランについてです。

項目は、学力の状況、具体的な手だて、成果の検証となっていて、どの段階も各学校とも具体的に状況を捉えて、よく見つめて取り組んでいらっしゃるということを感じました。そして、その成果が上がっているということで、よかったと思っています。

手だてとして、小テストを単元の中で複数回行うことやeライブラリの活用、それからやり直しレポートなど、問題解決学習の過程を明確に設定して理解を深めるなど具体的で望ましい授業改善推進プランになっていると思いました。ぜひ今後とも、このように推進をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 ただいま杉原委員からもありましたけれども、資料4の授業改善推進プランについて一言述べさせていただきます。

昨年の教科書採択において、振り返りの学習ができる仕組みというのが重要ということで、意見を述べさせていただいたところではありますが、この授業改善推進プランを見させていただき、復習、反復練習や繰り返し小テストを行うなど、振り返りの学習というのがいかに重要かということが感じられました。これに基づき、次年度以降も引き続き、子供たちの基礎学習の定着や学力の向上につなげていただければと思います。

以上です。

○池谷教育長 その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第４ 議案第８号 令和６年度教育予算の補正（第９号）の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第４、議案第８号 令和６年度教育予算の補正（第９号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第８号の提案理由を説明させていただきます。

令和６年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で中学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第８号 令和６年度教育予算の補正（第９号）の申出につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和６年度武蔵村山市一般会計補正予算（第９号）に係る教育予算につきまして、歳入において５,０６６千円を、歳出において３３,５３３千円を増額するものでございます。

なお、繰越明許費として保健体育費の調理及び配送経費並びに施設整備事業を追加するとともに、第三中学校施設整備事業費を増額するものでございます。

A 4 横判の「第 9 号補正参考資料」を御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、16 款、都支出金につきましては、給食費の改定による歳出の増額に伴い公立学校給食費負担軽減事業補助金を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

9 款 3 項 1 目、学校管理費につきましては、第三中学校屋内運動場床改修工事における単価等の見直しにより増額する経費を計上するものでございます。

次に、6 項 2 目、体育施設費につきましては、総合運動公園運動場の加圧給水ユニットの交換に係る経費を計上するものでございます。

次に、4 目、学校給食費につきましては、物価高騰による給食費の増額に係る経費を計上するものでございます。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 8 号 令和 6 年度教育予算の補正（第 9 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 5 議案第 9 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 9 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨

時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 9 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 7 年度教育予算について、歳入で都補助金及び雑入、歳出で教育総務費、小学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 9 号 令和 7 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和 7 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）に係る教育予算につきまして、歳入において 32,089 千円を、歳出において 51,254 千円を増額するものでございます。

A 4 横判の「第 1 号補正参考資料」を御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、16 款、都支出金につきましては、エデュケーション・アシスタントの追加配置及び給食費の改定による歳出の増額に伴い補助額を増加するものでございます。

21 款、諸収入につきましては、エデュケーション・アシスタントの追加配置に伴う雇用保険料負担金を増額するものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

歳出でございますが、9 款 1 項 3 目、教育指導費につきましては、エデュケーション・アシスタントの追加配置に係る経費を計上するものでございます。

次に、2 項 1 目、学校管理費につきましては、第九小学校の電話機に不具合が生じているため、新たな電話機を借り上げる経費を計上するものでございます。

次に、6 項 4 目、学校給食費につきましては、物価高騰に伴う給食費の改定により増額する経費を計上するものでございます。

以上、議案第 9 号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 令和7年度教育予算の補正(第1号)の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第10号 教育財産の取得の申出について

○池谷教育長 日程第6、議案第10号 教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市防災食育センターが竣工したことに伴い、教育財産の取得の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては防災食育センター整備担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

矢野防災食育センター整備担当課長、お願いします。

○矢野防災食育センター整備担当課長 それでは、議案第10号 教育財産取得の申出について、御説明申し上げます。

こちらは、防災食育センター整備工事が去る1月31日に竣工したことに伴いまして、これを教育財産として取得するものでございます。

別紙「防災食育センター整備概要」を御覧ください。

まず、1「施設名」及び2「所在地」につきましては、本年度10月に制定いたしました設

置条例に基づきまして、正式名称の「武蔵村山市防災食育センター」及び本市榎三丁目 30 番地の 1 としているものでございます。

次に、3「建物概要」につきましては、鉄骨造りの 3 階建て、建築面積が約 1,500 平方メートル、延べ床面積が約 4,000 平方メートルとなっているところでございます。

次に、4「調理能力」につきましては、まず、災害時に備蓄食材や備蓄燃料を使用して実施する応急給食数、こちらにつきましては 3 日間で 60,000 食ということになっております。また、平常時の学校給食数は 1 日最大 6,000 食となっているところでございます。

なお、防災食育センターが担当いたします小学校給食の現在の食数は、教職員を含め約 4,000 食となっているところでございます。

次に、5「主な設備」につきましては、まず、受水槽につきましては最大容量が 125t となっており、予備燃料は 50kg の LP ガスボンベを 52 本、これ合わせまして 2,600kg の備蓄量となっているものでございます。続いて、都市ガスを使用して発電を行うマイクロコージェネ整備につきましては 4 台設置しております。また、太陽光パネルにつきましては 10kw 対応となっております。

最後に、6「その他」につきましては、別紙図面といたしまして、建物の配置図及び 1 階から R 階までの平面図となっているものでございます。

こちらは平面図の概要のみ御説明をさせていただきます。

まず、別紙図面 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。

建物の 1 階と 2 階が主に平常時の学校給食調理を行う調理エリアとなりまして、そのうち 1 階の納米庫、炊飯室、防災用備蓄庫、これらが災害時に応急給食を実施するスペースとなるものでございます。

続きまして、別紙図面の 4 ページでございますが、3 階平面図を御覧ください。

3 階につきましては、事務室や調理員用のスペースの他、展示学習ホールや研究室、見学通路など、来館者の見学スペースがございます。

なお、見学通路につきましては、1 階から 3 階までの各階にもございます。

最後に、R 階の平面図となります。別紙図面の 5 ページを御覧ください。

R 階、屋上階でございますが、こちらにつきましては、太陽光パネルや受変電設備となりますキュービクル、また、マイクロコージェネなどの設備スペースとなっております。

以上、教育財産取得の申出に係る防災食育センター整備概要の御説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 1点、意見ということで申し述べさせていただきます。

防災食育センターにつきましては、建物が完成したことを受けまして、先日、内覧の機会を設けていただきましてありがとうございました。4月からの稼働に向けまして、機材等の搬入真っ盛りの中ではございましたけれども、非常に清潔な施設で、食材の搬入から調理の工程など大変効率的な造りになっている施設だと、素人ながら感心したところでございます。

そのときの説明にもございましたけれども、学校給食は何よりも安心・安全が最優先の施設でございます。今後、教育財産として管理運営していくに当たりましては、そのことを第一に、給食業務をお願いする事業者の方との連携を密に取っていただいた上で、子供たちにはより一層おいしい給食の提供をお願いしたいと思った次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 教育財産の取得の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第11号 武蔵村山教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

◎日程第10 議案第14号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休

憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について

◎日程第 11 議案第 15 号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

○池谷教育長 日程第 7、議案第 11 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、日程第 10、議案第 14 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、日程第 11、議案第 15 号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についての議案 3 件につきましては、防災食育センターに関するものであるため、一括議題いたします。

議案第 11 号、第 14 号及び第 15 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市防災食育センターの運用開始に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長及び学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 11 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

防災食育センターの設置に伴い、第 2 条、第 3 条及び第 5 条の条文における「学校給食センター」を「防災食育センター」に改めるとともに、防災食育センターの運用開始に伴い、学校給食課の分掌事務を整理するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日につきましては令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 阿部学校給食課長、お願いします。

○阿部学校給食課長 続きまして、議案第 14 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

この議案は、令和 7 年度から開所する武蔵村山市防災食育センター及び新たに市内小・中学校に勤務する職員の勤務時間及び休憩時間等を定めるに当たり、法整備の必要があることから、規程の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

初めに、第2条第1号につきまして、「武蔵村山市学校給食センター」を「武蔵村山市防災食育センター」に改め、第4号に「武蔵村山市立小学校及び武蔵村山市立中学校」を追加しております。

続きまして、別表（第3条関係）において、学校に勤務する職員に関する勤務時間等の事項を追加しております。

最後に、附則でございますが、施行日は令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは続きまして、議案第15号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

第3条において、防災食育センターを整備するため、令和元年度から防災食育センター整備担当課長を設置しておりましたが、整備完了に伴い、当該担当課長を廃止するものでございます。

施行日につきましては令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、議案第14号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について及び議案第15号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 議案第 12 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第 8、議案第 12 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 12 号の提案理由を説明させていただきます。

学校選択の申請に必要な様式の整備及び都営村山団地の建替え等に伴い、小学校及び中学校の通学区域を整理する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 12 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

今回の改正は、学校規模の適正化を図るために設置された学校規模等適正化検討委員会における検討結果を踏まえ、中学校における学校選択制及び小学校における指定校変更の制度等について改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の 1 ページ、第 7 条を御覧ください。

学校選択制につきましては、本来、各学校の特色づくりを推進し、保護者や生徒はこれらの特色を踏まえて学校を選択することができるように導入された制度でございますが、現状としては、友人関係や通学距離など、本来の目的とは異なる理由により利用されております。そこで、本来の趣旨に立ち返るため、選択した学校の特色を踏まえ、本人の中学校生活がどのように充実するのかなど、生徒本人の考えを作文としてまとめていただき、第 7 条において規定する学校選択申請書に加え、別に定める書類として提出を求めるものでございます。

次に、2 ページにかけてになりますが、第 10 条第 3 項を御覧ください。

こちらは小学校における指定校変更に関する規定でございます。現在、小中一貫校への就

学を希望する場合、住所にかかわらず、市内全域から就学することが可能となっております。

これは、小中一貫校である第四小学校と第七小学校間でも同様の取扱いであるため、この2つの学校間で指定校を変更する児童が多数おり、児童数に偏りが生じている状況となっております。このような状況を踏まえまして、第1号において、小中一貫校ではない学区域から小中一貫校への就学を希望する場合には当該小中一貫校の見学を、また、第2号においては、第四小学校または第七小学校の学区域から他方の小中一貫校への就学を希望する場合は両校の見学を必須要件とし、各家庭において小中一貫校の特色を改めて確認した上での申請を促していきたいと考えております。

次に、2ページから3ページにかけてになりますが、別表第1の1及び2において、村山団地の建替えに伴い、号棟の番号を変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

別表第2につきましては、先ほど説明させていただきました小中一貫校を見学した際に学校から見学確認書を交付することとし、指定校変更の申請の際、添付書類として提出していただくこととしております。

最後に、附則でございますが、施行日につきましては令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 ただいまの説明で大変よく分かりましたけれども、先日、村山学園の小学部、中学部の授業を見せていただいたときに、大変すばらしい授業をなさっていて、そして、学力の面でも成果が出ていると思いました。

また、大南学園第四中学校の卒業式に出席し、多感な時期の子供たちを、3年間でそれぞれの子供たちの学力や個性を伸ばしてくださっていると思いました。

どの学校もよいところがありますので、選択することによって、自分で責任を持って学校に通い、そして、先生も子供も頑張るというのはすばらしい制度だと思います。

今回このように一部改正されますけれども、具体的にどのように変わるのか、また、このことによってどのようなことを期待されているのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それではお答えいたします。

まず、小学校の指定校変更の制度の一部改正につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、児童数の偏りがあるというところ、また、本来の制度の趣旨に立ち返るところから、これまで指定校変更する場合には特に義務付けていなかった小中一貫校の見学というものを行っていただきまして、その学校の特色を改めて確認した上で申請をしていただきたいと考えております。

次に、中学校の学校選択制につきましては、これまでは選択の申請書を出していただければそれで申請を受け付けてきましたが、これからは、生徒本人が選択した学校でどういうことをしていきたいのかなど、生徒本人の考えを聞くために 200 字程度の作文を添付書類として出していただきまして、こちらも制度本来の趣旨に立ち返った運用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。

学校選択制の本来の良さを生かすということで、よい改正になると伺いました。ぜひよろしく願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 12 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正
する規則について

○池谷教育長 日程第9、議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正
する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

令和7年度の学校給食費の無償化等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出
するものでございます。

なお、内容につきましては学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、
御決定くださるようお願いいたします。

阿部学校給食課長、お願いします。

○阿部学校給食課長 それでは、議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部
を改定する規則について、御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

初めに、第2条第3号の用語の意義において、「武蔵村山市立学校給食センター」を「武蔵
村山市防災食育センター」に改め、第6条第2項中の表中及び第9条第5号についても同様に
改めるものでございます。

続きまして、附則につきまして、令和6年度の学校給食費の負担に関する特例を令和7年
度も同様に適用するために、「令和6年度」を「令和7年度」に改めるとともに、附則の3号
を削除するものでございます。

最後に、施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 13 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 12 議案第 16 号 令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第 12、議案第 16 号 令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 16 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

阿部学校給食課長、お願いします。

○阿部学校給食課長 それでは、議案第 16 号 令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画について、御説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第 2 条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会において承認されたものでございます。

内容について御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

基本的な構造につきましては、変更はございません。

1 「基本方針」についてでございますが、令和 7 年度におきまして学校給食法の改定は予定されていないことから、「(1) 学校給食実施に関する基本方針」につきましては、今年度と同様でございます。学校給食法第 2 条に掲げられた 7 つの目標を掲げてございます。

続いて、「(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項」でございますが、令和 7 年度の

学校給食業務を実施する上で基本となる事項を5つ取り上げてございます。

初めに、「ア 学校給食の実施について」でございますが、学校給食実施基準を踏まえ、栄養のバランスと豊かで多様な献立の実施と魅力のある学校給食の提供に努めるものとしております。

続いて、「イ 食育・地産地消の推進について」でございますが、毎月の予定献立表や給食用放送メモを活用した食に関する情報の提供や、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めることとしております。また、地元農家からの協力を得ながら、地場産食材を積極的に導入することとしております。

2 ページを御覧ください。

「ウ 安全・衛生管理について」でございますが、給食施設等及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めることとしております。また、学校給食におけるアレルギー対応食としまして、令和7年度中に小・中学校において実施することとしております。

続いて、「エ 学校給食費会計の公平・公正化について」でございますが、国の通知から、公会計化の推進が求められていることから、近い将来の公会計化の実施を目指す準備を進めるものとしております。

続いて、「オ 給食業務の民間委託について」でございますが、小学校学校給食調理等業務につきましては、4月に開所する防災食育センターにおいて、公設民営の委託方式で実施いたします。中学校学校給食調理業務等につきましては、これまでの民設民営の委託方式により引き続き学校給食を実施するものとしております。今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、管理指導を徹底してまいります。

次に、4 ページを御覧ください。

「2 基本計画」でございますが、学年別の年間給食日数、給食1食当たりの単価及び給食費の額についてお示ししております。

5 ページを御覧ください。

「(3) 給食基本人員」につきましては、児童・生徒及び教職員の数を推計で示しております。全体では5,641人と見込んでございます。

続いて、「(4) 献立の目標」でございますが、こちらは、主食の区分による給食日数等をお示したもので、これらの実施割合につきましては今年度と変更はございません。

続いて、6 ページから9 ページにつきましては、小・中学校の稼働率及び稼働日について

お示ししており、稼働日数は小・中ともに 192 日を予定してございます。

次に、10 ページを御覧ください。

「3 歳入歳出予算概要」でございますが、科目ごと、順次御説明いたします。

初めに、歳入の給食費でございますが、こちらは現年度分の給食費で、7 年度の予算額は 351,689 千円で、前年度と比較し 65,913 千円の増となっております。こちらは学校給食費の改定によるものでございます。

続きまして、過年度分給食費でございますが、7 年度予算額は 1,123 千円で、前年度と比較しますと、791 千円の減でございます。こちらは調定見込額の減少によるものでございます。また、試食会費につきましては、73 千円で、前年度と比較しますと、95 千円の減でございます。

続きまして、雑入と繰越金でございますが、いずれも科目存置でございます。

次に、歳出の予定でございますが、歳出予算は食材費のみで、予算額は 352,887 千円、前年度と比較しますと、65,027 千円の増でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 16 号 令和 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 13 議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について

○池谷教育長 日程第 13、議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 17 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の任命をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、学校運営協議会規則第 4 条第 2 項に、教育委員会は対象学校の校長に対し委員の候補の推薦を求めることができる旨の、また、同条第 3 項に、対象学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は第 2 項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。

当該規定に基づき、今回、各学校の校長から推薦のあった委員候補者を委員に任命するものでございます。新たな委員候補といたしまして、民生・児童委員、PTA 関係の方、自治会長等が推薦されております。詳細につきましては議案別紙のとおりでございますので、御確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 14 議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

○池谷教育長 日程第 14、議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 18 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、御説明いたします。

議案別紙を御覧ください。

まず、任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっており、それぞれ本市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会に推薦を依頼し、推薦をいただいた方に委嘱するものでございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の担当校、氏名及び勤務先は、資料にお示ししたとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 15 議案第 19 号 令和 7 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校
村山学園入学式の告辞について**

○池谷教育長 日程第 15、議案第 19 号 令和 7 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 19 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 7 年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、議案第 19 号 令和 7 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞につきまして、御説明いたします。

こちらは、令和7年2月14日に開催されました第2回教育委員会定例会におきまして協議いただいた結果、委員の皆様から内容の修正に関する御意見は特段ございませんでしたので、前回お示しさせていただいたものと同様のものとなっております。

説明については以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第16 議案第20号 令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第16、議案第20号 令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

令和7年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、議案第 20 号 令和 7 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、御説明いたします。

お手元にご置きます議案第 20 号資料は、市内 13 校の通常学級及び特別支援学級設置校が作成した特別支援学級の令和 7 年度教育課程を 1 冊にまとめたものでございます。

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するために、学習指導要領に基づき、教育の内容を児童・生徒の心身の発達段階に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことです。

通常学級は 4 項目で構成されており、第 1 表に教育目標や教育目標を達成するための基本方針を、第 2 表に指導の重点を、第 3 表に学年別の授業日数や授業時数を、第 4 表に学校行事をそれぞれ記載しており、特別支援学級につきましては第 1 表から第 3 表で構成されています。

事務局としましては、学校が令和 7 年度教育課程を編成するに当たり、豊かな心を育む教育の推進、確かな学力の定着、特別支援教育の充実などを編成の柱にしつつ、まちづくり学習をはじめとした自校の特色を生かした教育活動を計画立案するように指導してまいりました。

本来であれば、この場で全ての学校の教育課程について御説明すべきところではございますが、時間の都合上、小学校 1 校、中学校 1 校を抽出して御説明いたします。

初めに、第一小学校です。

第一小学校の教育課程、第 1 表を御覧ください。

学校の教育目標は、「進んで学ぶ子、元気な子、心の強い子、やさしい子」とし、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな児童の育成を図ることを目指し、教育活動を展開することとしております。

学校の教育目標を達成するための基本方針には、多様性を認め合いながら誰一人取り残さず、児童が生き生きと活躍できる教育を推進することを掲げ、体力や学力、社会の変化に対応する力などを育成するとともに、まちづくり学習を通じて主体性を育むことを目指すことが示されています。

次に、第 2 表を御覧ください。

2、指導の重点には、思考力・判断力・表現力などの育成を図るために、児童の実態をしっかりと見取り、分かる授業を展開するとともに、授業のユニバーサルデザイン化や一人 1

台端末の効果的な活用により、教育活動の充実を図ることとしております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は全学年 201 日となっております。また、年間授業時数につきましては、学習指導要領に示されている標準時数を超える設定としながらも、括弧内に示されております余剰時数を極力抑える計画となっております。

次に、第4表を御覧ください。

第一小学校では、第6学年の移動教室を令和7年7月6日（日）から8日（火）に、運動会を令和7年10月11日（土）、学芸会を令和7年11月21日（金）及び22日（土）に実施することとしております。第一小学校においては、ただいま御説明いたしました計画のほかにも、知・徳・体をバランス良く育成するために、各学年において校外学習などの学校行事を設定するとともに、多様性を尊重する心や豊かな人間性を育むため、特別支援学級に在籍する児童と通常学級に在籍する児童が学年行事や集会、縦割り班活動などの様々な場面で交流及び共同学習を行い、障害理解教育の充実を図っていくこととしております。

続いて、第五中学校です。

第五中学校の教育課程、第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、「正しく判断でき主体的に実行できる生徒、互いに助けあい思いやりのある生徒、心身をきたえ何事もやり通す生徒」とし、たくましく生きる力、豊かな人間性、自主性及び社会性を身に付けさせるための教育活動を展開することとしております。

学校の教育目標を達成するための基本方針としては、生命尊重や思いやりの心を大切にし、仲間とともに学び、成長することができる学校を掲げ、知・徳・体をバランス良く育成するための教育活動を展開することとしております。

次に、第2表を御覧ください。

ここでは、教育目標の達成に向けた具体的な取組について、計18項目が明記されております。その中には、まちづくり学習を通じてMMM（魅力ある武蔵村山）、KKM（高齢者が暮らしやすい武蔵村山）にするための工夫や、地域のためにできることを発信し、地域に貢献する力を育成するとともに、持続可能なまちづくりに向けて参画する意欲、行動力の育成を図ることが示されております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は、第1学年は205日、第2学年は207日、第3学年は205日となっております。

「(2) 各教科等の年間授業時数配当表」の括弧内に示されております余剰時数は、小学校と比べ幾分多くなっておりますが、同校の令和 6 年度当初の予定余剰時数と比べると、令和 7 年度の計画は、第 1 学年はマイナス 3 時間、第 2 学年はマイナス 4 時間、第 3 学年はマイナス 4 時間となっており、生徒の過重負担にならないよう留意した計画となっております。

次に、第 4 表を御覧ください。

第五中学校では、運動会を令和 7 年 5 月 31 日（土）に、修学旅行を令和 7 年 10 月 1 日（水）から 3 日（金）に、合唱コンクールを令和 7 年 10 月 22 日（水）に実施することとしております。また、そのほかにも、知・徳・体をバランス良く育成するために、各学年において校外学習など、各種様々な学校行事を設定しております。

第五中学校は、今年度、校内研究のテーマを「生命尊重と思いやりの心を持った生徒の育成」とし、「特別の教科 道徳」を核とした道徳教育の充実を図ってまいりました。来年度は、武蔵村山市教育委員会「特色ある学校づくり推進校」として、2 年間の研究の成果等を令和 8 年 2 月 13 日（金）に発表する予定でございます。

事務局としましては、編成した教育課程に沿って各校の取組が充実するよう指導してまいります。

教育課程の受理につきまして、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 20 号 令和 7 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 17 その他

○池谷教育長 日程第 17、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 私ごとではございますけれども、一昨日、保護者として中学校卒業式に出席いたしました。あいにくの雪でございましたけれども、定刻どおり開式し、全て滞りなく終えることができたことに感謝いたします。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 18、議案第 21 号、日程第 19、議案第 22 号及び日程第 20、議案第 23 号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ここで、関係者以外の職員が退出いたしますので、暫時休憩といたします。

午前 10 時 43 分休憩

午前 10 時 44 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 18 議案第 21 号 東京都教育委員会職員の派遣に、関する協定締結に係る臨時代理の承認について

(人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 19 議案第 22 号 指導主事の任命について

(人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 20 議案第 23 号 教育センター職員の任命について

(人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 7 年第 3 回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前 10 時 52 分閉会